

栃木労働局「今月(11月)のおすすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報



① 「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

1 実施期間

令和6年11月1日(金)から11月30日(木)までの1か月間

Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



2 主な取組

① 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日の設定

ア 過重労働相談受付集中期間【11月1日(金)～11月7日(木) (日、祝を除く)】

栃木県内の各労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30～17:15)

はい！ろうどう

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 (フリーダイヤル)

(月～金 17:00～22:00 土、日、祝 9:00～21:00)

イ 特別労働相談受付日【令和6年11月2日(土) 9:00～17:00】

なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル 0120-794-7713 (フリーダイヤル)



② 集中的な監督指導 (重点監督)

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導 (重点監督)を実施します

③ 栃木労働局長、栃木運輸支局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

【日時】令和6年11月5日(火) 13:15～14:45

【会場】コマツ小山工場内 (小山市横倉新田400)

県内で物流部門における長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業を訪問し、トラック運転者の長時間荷待ち等の改善についての取組事例紹介、取組現場見学、トップ対談を行います。

④ 過労死等防止対策推進シンポジウム【参加無料】

【日時】令和6年11月22日(金) 14:00～16:30 (受付13:00～)

【会場】小山商工会議所 大会議室 (小山市城東1-6-36)

過労死等防止対策の現状、企業の取組事例、専門家による過労死・過労自殺予防についての講演、過労死遺族による体験談などを聞くことができます。

② 令和6年度「雇用管理改善セミナー」のご案内

令和6年度「雇用管理改善セミナー」を県内3ヶ所の会場で開催いたします。障害者雇用に取り組む事業主の皆様、先進事例をご紹介しますので、ぜひご参加ください。

○県央地区 (パルティ (とちぎ男女共同参画センター) ・ホール: 定員100名)

令和6年11月28日(木) 13:30～16:00 (11月21日(木) 申込〆切)

○県南地区 (とちぎ岩下の新生姜ホール (栃木文化会館) ・小ホール: 定員100名)

令和6年11月26日(火) 13:30～16:00 (11月19日(火) 申込〆切)

○県北地区 (西那須野公民館・多目的ホール: 定員80名)

令和6年11月13日(水) 13:30～16:00 (11月6日(水) 申込〆切)

申込方法: 下記の栃木労働局HPからお申し込みください。

栃木労働局 > ニュース&トピックス > イベント情報

> 令和6年度「雇用管理改善セミナー」開催のお知らせ



【問合せ】 栃木労働局職業安定部職業対策課 TEL: 028-610-3557

③ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わります！

令和7年4月より新たな雇用保険制度が創設されます。

1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて**給付率を80%**とします。

2. 育児時短就業給付の創設

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html



厚生労働省 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わります。

子ども・子育て支援等に関する改正の概要は以下のとおりです。

- 出生後休業支援給付の創設（令和7年4月1日施行）
両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて給付率を80%とします。
- 育児時短就業給付の創設
育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。

雇用保険制度に関する改正の概要は以下のとおりです。

- 出生後休業支援給付の創設（令和7年4月1日施行）
両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて給付率を80%とします。
- 育児時短就業給付の創設
育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。

④ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！



事業者のあたりまえ川柳 ひとりでも働く職場に労働保険

厚生労働省 詳しくはこちら▶



○「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

⑤ 11月1日からフリーランス法が施行されます！

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。こうした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、**フリーランスの方との取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、11月1日から施行されます。**

詳細は、[栃木労働局ウェブサイト](#)をご覧ください。
(パンフレット等をダウンロード可能です！)

栃木労働局ウェブサイト
(二次元バーコード)

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795




フリーランスの取引に関する新しい法律が11月1日からスタート！

フリーランス・事業者間取引適正化等法

⑥ 「テレワーク月間」(11月)です！

○11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及に向けたイベントや周知等の取組を集中的に行います。

テレワークは、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資するという観点から、関係府省庁と連携して普及を図っています。



働く、を変える
テレワーク月間

テレワークの導入に役立つ情報はこちら
teleworkgekkan.go.jp

テレワーク月間 検索 Q



11月は
テレワーク月間
TELEWORK
2024

⑦ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

STOP!しわ寄せ

○大企業等と下請け等中小企業者は共存共栄です！下請け等中小企業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

詳細はこちら→<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



